

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	保育所、認定こども園の修理、改造又は整備に要する経費、防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部を補助し、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。
補助事業者	市内の私立保育所等
補助対象経費	大規模修繕、耐震診断、防犯対策の強化に係る整備費用
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に定める額
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を目的に補助するものであり、保育所等と事前協議を行いながら実施するため。
補助制度開始	令和6年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象保育所等に案内
事業担当	（担当部署） 子ども若者課 園児支援係
	（電話番号） 0259-63-3126